

競技水面利用団体募集要項

1. (目的)

国営木曾三川公園長良川サービスセンターにおいて、競技水面利用団体は高度な水面スポーツ競技の練習及び競技を活動の主体とし、水面スポーツ競技の普及を目的としたプログラムを水面スポーツ競技利用者に対し提供するほか、長良川国際ボートコースを含めた水面の利用促進を図ることを目的とします。

2. (対象)

競技種目は、カヌー、ボートとします。

3. (利用資格)

競技水面利用を希望する団体は、社団法人日本ローイング協会または社団法人日本カヌー連盟に加盟し、自主的な安全管理を行う能力を有する団体とします。

4. (活動内容)

- 1) 競技水面利用団体には、自らの持つ高度な技術を活用し、より高度な水面活用プログラム(〇〇教室、〇〇大会等)を水面スポーツ競技利用者に提供し、競技レベルの向上のほか安全指導を図っていただきます。また、管理センターや水面スポーツ活用パートナーの提供するプログラムの運営に参画していただきます。
- 2) 競技水面利用団体には、ボートコースなど施設全体の安全性の向上を図り、ボート競技地としてのレベルアップを行うよう努めていただきます。
- 3) 競技水面利用団体は、上記1)2)の活動の他、公園利用者を対象としない、独自の活動をすることが出来るものとします。

5. (利用者責任)

競技水面利用団体は、競技水面利用にあたって、都市公園法及び河川法等関係法令を遵守し、自主的に安全管理を行う責任を有するものとします。

競技水面利用団体は、自ら、監視員(救助員)を置く等の救助体制を整え、利用時間内の安全確保に努め公園利用水域を利用するものとします。

また、利用において遭遇した競技水面利用団体員の負傷又は死亡等の事故については、競技水面利用団体の責任とします。

但し、上記4の1)のプログラムの提供時の安全管理は上記の限りではありません。

6. (利用区域)

- 1) 公園利用水域(漕艇練習ゾーン・カヌーゾーン)及びこれに附随する設備
(長良川国際ボートコースを含む)
- 2) 長良川サービスセンターの建物及びこれに附随する設備
- 3) 長良川高水敷(芝生広場、園路等公園供用区域)

7. (利用日)

競技水面利用における利用は、次に掲げる日を除くものとします。

- 1) 公園閉園日／毎月第2月曜日、8月第4月曜日、1月、2月、6月毎週月曜日(休日の場合は直後の平日)
- 2) 公園閉園日／12月31日と1月31日
- 3) 競技会及び行催事開催により管理センターが利用を中止又は制限する日
- 4) 気象及び河川状況等により管理センターが利用を中止又は制限する日

8. (利用時間)

競技水面利用における水面利用時間は午前5時から午後8時までとします。ただし、駐車場及びB棟建物については前後1時間の使用を認めるものとします。

9. (利用登録・提出書類)

利用登録を希望する者は、「競技水面利用誓約書」の明記事項を承諾の上、管理センターに誓約書及び下記書類を提出するものとします。

- 1) 利用計画書
- 2) 登録員名簿
- 3) B棟艇庫施設使用申込書 一艇庫を利用する場合は有料で貸出します。

10. (利用登録期間)

利用登録の有効期間は、登録をした日から次の3月31日までとします。

11. (諸条件)

1) 利用手続き

利用登録者は、希望する利用日、利用時間及び、人数等を公園管理者に届け出るものとします。

2) 利用登録の抹消

公園管理者は、下記の事項に該当する事実が発生した場合は利用登録を抹消するものとします。

- (1) 競技水面利用規則に反する行為があったとき。
- (2) 他の公園利用者の利用に、著しい支障を及ぼす行為があったとき。
- (3) 利用登録者の安全管理上の不備により、重大な事故が発生したとき。

12. (公募スケジュール)

募集は、随時受付します。

13. (お問い合わせ・申し込み先)

国営木曽三川公園 長良川サービスセンター
〒503-0628 岐阜県海津市海津町福江字角山 1202-2
TEL 0584-54-2075
FAX 0584-54-5275

14. (競技水面利用団体情報の取り扱い)

個人情報保護法に基づき、競技水面利用団体の活動が終了した時点で、競技水面利用団体の情報は破棄するものとします。